

(平成22年7月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	18 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	38 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	24 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から51年3月まで
② 昭和53年5月及び同年6月
③ 昭和54年7月から57年3月まで

申立期間①については、定額保険料と共に付加保険料も納付したはずである。申立期間②及び③についても、厚生年金保険と重複して定額保険料と共に付加保険料を納付した覚えがある。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間①の付加保険料が納付済みとされていないことに納得できない。また、申立期間②及び③については、納付した定額保険料と付加保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において、定額保険料の未納は無い上、定額保険料の前納及び複数年にわたる付加保険料の納付を行っていることから、制度への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立期間①については、国民年金被保険者台帳及びA市が保管する国民年金被保険者名簿を見ると、いずれも申立期間①前後の昭和49年度及び51年度については定額保険料と付加保険料が納付済みとされている上、49年度の保険料は、申立期間①中に納付されていることが確認できることから、50年度の保険料についても、納付意識の高かった申立人が付加保険料も含めて納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間②については、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿共に、申立人が主張するとおり、申立期間②を含む昭和53年度の保険料は付加保険料を含み、すべて納付済みとされている。しかしながら、オ

ンライン記録を見ると、申立期間②は厚生年金保険被保険者期間であったことが判明したことから、平成6年6月に当該期間を国民年金被保険者期間から厚生年金保険被保険者期間とする記録の追加が行われている。このため、同記録（過誤納記録欄）によると、当該期間の納付済みとされていた定額保険料及び付加保険料は、同年12月6日に還付決定され、7年2月16日に還付されていることが確認できる。

また、申立人に申立期間②の保険料が還付されていなかったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間③については、申立人は、厚生年金保険と重複して定額保険料と付加保険料を併せて納付したとしているところ、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、喪失年月日欄に昭和54年7月6日と記載され、昭和54年度の7月欄に「資格喪失」のゴム印が押されており、同年度の納付記録欄に「0300」の記載が確認できることから、申立人は、同日に国民年金の資格を喪失し、同年度の定額保険料及び付加保険料が納付済みとされていた期間は同年4月から同年6月までの期間であったものとみられる。このことは、A市の国民年金被保険者名簿の資格の得喪欄に「喪失年月日 54. 7. 6」と記載され、同名簿の納付記録の同年7月から61年3月までの欄には、斜線が引かれている上、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金の記録(1)の被保険者でなくなった日又は被保険者の種別等の変更があった日欄に同市のゴム印と共に同日の資格喪失日が記載されていることとも符合する。これらのことから、申立期間③は、国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、申立期間③の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から49年3月まで

母親が国民年金保険料をさかのぼって納付できる特例制度を知り、3人分のすべての未納期間について、定期預金を取り崩し一括遡^{そきゅう}及納付した。母親は亡くなっているため、納付時期や納付金額は明確ではないが、一緒にさかのぼって一括納付した両親は未納が無いにもかかわらず、私のみが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が申立人を含め家族分の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、オンライン記録によると、母親の昭和36年4月から40年3月までの保険料は、第3回特例納付（53年7月から55年6月まで実施。）で同年6月13日に納付されていることが確認できるほか、母親は、申立人の証言どおり、国民年金加入期間において未納は無く、納付意識は高かったものと考えられる。

また、父親も、家族3人分の特例納付については、母親が一括納付したと証言しており、事実、父親は、昭和36年4月から60歳到達時の前月までの全期間について保険料を完納しているが、国民年金手帳記号番号払出補助簿によれば、その払出時期は50年11月であることが確認できることから、払出前の保険料については、母親と一緒に第3回特例納付等で納付したものである。これらのことから、前述のとおり、納付意識の高かった母親が、母親自身及び父親の保険料を第3回納付特例実施期間中に納付しているにもかかわらず、申立人の申立期間に係る保険料と一緒に納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間において国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から49年3月まで

私が20歳になった時に、祖父の妹夫婦が国民年金の加入手続を行い、加入後の国民年金保険料もすべて納付してくれていた。私の国民年金手帳には、申立期間の保険料を納付したことを示す領収印が押されている。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間であり、かつ、申立人は、国民年金加入期間において申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人の保険料を納付していたとする祖父の妹夫婦の納付記録を見ると、いずれも国民年金制度発足当初から60歳到達の前月までの国民年金加入期間はすべて納付済みとされていることから、祖父の妹夫婦の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の「昭和48年度 国民年金印紙検認記録」欄を見ると、昭和48年4月から同年7月まで納付不要、同年8月から49年3月までの各月欄にはA市の検認印が押印されている上、同ページに「¥5,450」と記載されており、この金額は、申立期間の保険料額と一致していることから、納付意識の高かった祖父の妹夫婦が申立期間の保険料を納付したものとみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和25年1月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月14日から同年2月1日まで

私は昭和14年4月にA社に入社し、52年3月末に退社した。

社会保険庁(当時)の記録によると、昭和25年1月14日付けでA社本店において資格喪失し、同年2月1日付けで同社B支店において資格取得したこととされていることから、1か月間の空白期間が生じていることが分かった。

申立期間において、退職したことはないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された職員原簿及び在職履歴並びに雇用保険の記録から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し(昭和25年1月14日に同社本店から同社B支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の昭和25年2月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明であるとしており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和52年8月8日に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から53年9月まで

申立期間における標準報酬月額の記録は16万円とされているが、A社には当時の届出書が保管されており、当該届出書によると、申立期間の標準報酬月額は20万円と記載されていることが確認できるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は16万円と記録されている。

しかし、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定内訳書によると、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年5月から同年7月までの給与額に基づき、B社会保険事務所（当時）に、同年10月から20万円とする旨の届出が行われ、同年8月8日付けで、同社会保険事務所において受け付けられていることが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間の標準報酬月額（16万円）の記載欄から実線が引かれた備考欄に、「200.-」とのメモ書きが見られるところ、C事務センターは、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定内訳書から転記する際に、申立人の欄より一段下の同僚の標準報酬月額と誤って処理した可能性がある旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（20万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年7月28日

私は、平成18年7月28日支払の賞与について、会社が誤った金額で賞与支払届を提出したため、保険料控除額が年金に反映されていないことを社長の奥様から聴いて知った。申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書（賞与）により、申立人は、その主張する標準賞与額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主から訂正の届出が行われている上、事業主は、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に誤った金額で提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については過少な納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を昭和41年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月16日から同年9月1日まで

私は、昭和29年4月1日にA社に入社し、平成3年6月30日に退職するまで継続して勤務した。申立期間について、厚生年金保険に加入の記録が無いとのことであるが、当時は同社B支店から同社本店に転勤し、継続して同社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書、申立人が所持する長期勤続感謝状及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社B支店から同社本店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人から提出された年金手帳の記録欄にA社本店のゴム印が押されており、被保険者となった日が昭和41年8月16日と記載されていること、及び申立人と一緒に同社B支店から同社本店に異動した同僚二人の同社B支店での資格喪失日と同社本店での資格取得日は、いずれも同年8月16日であることから、申立人の異動日も、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和41年9月の記録から、6万円とするこ

とが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主
が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）
に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ
とから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成14年11月から15年3月までは16万円、同年4月から同年8月までは20万円、同年11月から16年4月までは26万円、同年5月及び同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は26万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月から16年8月まで

給与明細書等の書類は保管していないが、申立期間の標準報酬月額は、当時支給されていた給与に比べて少なく、誤りがあるので、当該期間の標準報酬月額を実際の給与に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間における標準報酬月額は、平成10年10月から14年7月までは24万円、同年8月から15年8月までは9万8,000円、同年9月から16年8月までは20万円とされている。

申立期間のうち、平成14年11月から16年8月までの期間については、事業主から提出された15年分社員別給与・賞与支給実績一覧表及び16年分源泉徴収簿により、申立人は、当該期間において25万5,000円から28万5,000円の報酬月額が支給され、14年11月から15年3月までは16万円、同年4月から同年10月までは20万円、同年11月から16年6月までは28万円、同年7月及び同年8月は26万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人

の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、社員別給与・賞与支給実績一覧表において確認できる保険料控除額から、平成14年11月から15年3月までは16万円、同年4月から同年8月までは20万円、源泉徴収簿において確認できる報酬月額から、同年11月から16年4月までは26万円、源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、同年5月及び同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社員別給与・賞与支給実績一覧表及び源泉徴収簿において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間のうち、平成15年9月及び同年10月については、事業主から提出された社員別給与・賞与支給実績一覧表により、事業主が申立人の給与から源泉控除していたと認められる保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

申立期間のうち、平成10年10月から14年10月までの期間については、申立人は、給与明細書等の当該期間に係る保険料控除額及び報酬月額を確認できる資料を所持していない。

また、A社の現在の事業主は、「当時の事業主は平成14年に亡くなっており、当時の賃金台帳等も保管しておらず、何も分からない。」と回答している上、同社の委託先税理士事務所も、当該期間については、社員別給与・賞与支給実績一覧表及び源泉徴収簿共に既に処分済みである旨回答している。

さらに、申立人が居住している市区町村役場においては、保存期間経過により、当該期間の書類は保存しておらず、管轄税務署は、平成12年度以降の書類は保管しているものの、申立人に係る申告書類は見当たらない旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年2月1日から20年3月1日までは、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和34年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成19年1月から20年2月まで
平成19年1月にA社に入社した。申立期間に支給された給与額と標準報酬月額の記録が違っているので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間における標準報酬月額は平成19年1月から同年8月までは28万円、同年9月から20年2月までは26万円とされているが、申立人から提出された給与明細一覧により、申立人は、平成19年2月から20年2月までの期間について、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、当該期間について、給与明細一覧において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行った

か否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成19年1月については、給与明細一覧において確認できる保険料控除額から、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録における標準報酬月額を超えないことから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和48年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月21日から同年5月1日まで
オンライン記録では、昭和48年4月21日にA社C支店において資格喪失、同年5月1日に同社B支店において資格取得とされており、申立期間について厚生年金に加入していた事実が確認できないとされている。しかし、16年4月に入社以来、退職するまで一度も職を離れたことがないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の人事記録から判断して、申立人が同社に継続して勤務し（同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は、昭和48年4月1日付けでA社C支店から同社B支店に転勤したと証言していること、同社の人事記録によると、同年4月20日付けで同社B支店部長代理の辞令が出されていること、及びオンライン記録の同社C支店における資格喪失日が同年4月21日となっていることから、同社B支店における資格取得日に係る記録を同年4月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和48年5月の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、A社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、平成18年1月及び同年2月は34万円、同年3月は38万円、同年4月は36万円、同年6月は28万円、同年7月は38万円、同年8月は36万円、同年9月は38万円、同年10月は44万円、同年11月は32万円、同年12月は44万円、19年1月は34万円、同年2月は32万円、同年3月は41万円、同年4月から同年8月までは38万円、同年9月は36万円、同年10月から20年2月までは38万円、同年3月は20万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年1月から20年3月まで

入社当時は出来高払で給料をもらっていた。平成19年5月から30万円の手取り保証の約束で勤務していたので、厚生年金保険も当然30万円に見合う保険料を支払っていたものと思っていたが、ねんきん定期便を見て全く異なっていることに気付いた。また、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額が、実際に支給された額と著しく異なっているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間における標準報酬月額は、平成18年1月から同年8月までは26万円、同年9月から20年3月までは18万円とされているが、申立期間のうち、18年1月から同年4月までの期間及び同年6月から20年3月までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書（給与明細一覧）により、申立人は、当該期間において30万円から48万円の報酬月額が支給され、平成18年1月及び同年2月は34万円、同年3月は38万円、同年4月は36万円、同年6月は28万円、同年7月は38万円、同年8月は36万円、同

年9月は38万円、同年10月は44万円、同年11月は32万円、同年12月は44万円、19年1月は34万円、同年2月は32万円、同年3月は41万円、同年4月から同年8月までは38万円、同年9月は36万円、同年10月から20年2月までは38万円、同年3月は20万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書（給与明細一覧）において確認できる保険料控除額から、平成18年1月及び同年2月には34万円、同年3月は38万円、同年4月は36万円、同年6月は28万円、同年7月は38万円、同年8月は36万円、同年9月は38万円、同年10月は44万円、同年11月は32万円、同年12月は44万円、19年1月は34万円、同年2月は32万円、同年3月は41万円、同年4月から同年8月までは38万円、同年9月は36万円、同年10月から20年2月までは38万円、同年3月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、給料支払明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成18年5月については、申立人から提出された給料支払明細書により、事業主が申立人の給与から源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、申立人の同年5月の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月31日から同年9月1日まで

私は、A社を昭和55年8月31日に退職したにもかかわらず、同年8月30日退職（同年8月31日資格喪失。）として届けられており、同年8月の厚生年金保険の被保険者記録が無い。同年8月の保険料は給与から源泉控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は同社に昭和55年8月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和55年7月の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、届出の誤りを認めていることから、事業主が昭和55年8月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案 4034

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和33年6月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和33年6月25日から同年8月1日まで

A社に入社した当初はC市で働いた。後にD市に異動し、荷造りの仕事をしていた。年金記録が2か月途切れているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答から、申立人は、同社に継続して勤務し（同社E支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、それを確認できるA社の人事記録等の関連資料は無いものの、申立人は、「A社E支店には、隣町から自転車で、2か月余り通っていた。」と鮮明に記憶しており、その主張に不自然さはないことから、同社B支店における資格取得日に係る記録を昭和33年6月25日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和33年8月の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和20年11月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月15日から同年11月1日まで

昭和15年4月にA社に入社し、同社B支店で勤務していたが、20年に入り、空襲により工場の操業ができなくなったため、同社C支店に転勤した。終戦となり、同社同支店で同年10月31日まで残務整理をしていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和15年4月1日から20年10月31日までA社B支店及び同社C支店において勤務し、その間、厚生年金保険（制度開始は、17年6月1日。同日から19年9月までの名称は労働者年金保険。）の被保険者であったとしているが、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録（以下「オンライン記録等」という。）では、20年5月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかし、A社の人事記録並びに申立人から提出された技手辞令の写し及び休職辞令の写しにより、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

ところで、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）については、戦災によりすべて焼失しており、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できる。

また、A社の場合、オンライン記録等に記録されている資格喪失日は、被保険者名簿が焼失したことにより資格喪失日が確認できないことから、当該焼失

のきっかけとされたD大空襲の翌日の同年*月*日を資格喪失日として設定したものと考えられることから、オンライン記録等における申立人の資格喪失日は、事実在即したものと認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実在即した資格喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないといふべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実が確認できること、及び申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和20年11月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年2月1日から50年8月7日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を48年2月1日に、資格喪失日に係る記録を50年8月7日に訂正するとともに、当該期間の標準報酬月額については、48年2月から同年6月までは8万円、同年7月から49年6月までは11万円、同年7月から50年7月までは13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年ごろから50年12月ごろまで

私は、申立期間中、A社に勤務していたが、ねんきん特別便を見たところ、厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

同時期に入社した同僚には被保険者記録があるにもかかわらず、私に被保険者記録が無いのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の同僚と一緒に写っている写真を保管しており、複数の同僚は、申立人が保管している写真に信憑^{びよう}性がある旨証言している。

また、A社において昭和48年2月1日から50年8月7日まで厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の一人は、「私は昭和42年ごろに入社したが、その時には申立人がいたと記憶している。また、私が退職した時には、まだ、申立人がいたという記憶がある。」と証言していることから、申立人は、申立期間のうち、少なくとも48年2月1日から50年8月6日まで同社に勤務していたことが認められる。

さらに、事業主及び当時の事務担当者は、申立人について、社会保険手続を

行った旨証言している上、当該事務担当者は、「申立人の給与から厚生年金保険料を控除した記憶がある。」と証言している。

加えて、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和48年2月1日において被保険者資格を取得した者は10人であり、申立人及び複数の同僚が証言した当時の従業員数(8人から10人程度)とおおむね一致していることから、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険の被保険者資格を取得していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年2月1日から50年8月7日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社したとされる同職種の同僚の記録から、昭和48年2月から同年6月までは8万円、同年7月から49年6月までは11万円、同年7月から50年7月までは13万4,000万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年2月から50年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和46年ごろから48年2月1日までの期間については、上述のとおり、A社は、同年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間には適用事業所であったことが確認できない。

また、申立期間のうち、昭和50年8月7日から同年12月ごろまでの期間については、A社の複数の同僚等に照会したが、申立人が当該期間に同社に勤務していたことをうかがわせる証言を得ることはできない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和46年ごろから48年2月1日までの期間及び50年8月7日から同年12月ごろまでの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4037

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記事については24万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月から 10 年 7 月まで

私は、A社で勤務した期間のうち、平成 9 年 4 月から 10 年 7 月までの標準報酬月額が、当時の給料支払明細書で確認できる報酬額に見合う標準報酬月額よりも低いため、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している給料支払明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が平成 9 年 4 月から 10 年 7 月までの長期間にわたり一致していないことから、事業主は給料支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和20年4月1日、資格喪失日は、同年9月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年9月1日まで

私は、昭和20年4月1日から同年8月31日まで、A社で勤務していた。入社したのは同社B支店であったが、同年5月*日の空爆後は、同社C支店に勤務していた。申立期間について、同社での記録が無いため、調査して厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和20年4月1日にA社に入社し、同年8月31日まで同社B支店及び同社C支店に勤務し、その間、厚生年金保険の被保険者であったとしているが、申立人が同社の被保険者であったとする記録は確認できない。

しかし、申立人のA社B支店における業務内容、当時の被災の状況、同社C支店への移転の経緯などに係る記憶は、具体的である上、同社の社史の内容とも符合している。

また、申立人が昭和46年11月から勤務した事業所が保管している申立人の履歴書によると、申立人が20年4月から同年8月までA社に勤務していた旨記載されていることが確認できる。

さらに、昭和19年4月1日にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「申立人は、自分の1年後に入社し、申立期間は一緒に仕事をした。」としていることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

加えて、A社の当時の総務、給与担当者の厚生年金保険被保険者資格の取得に係る証言、並びに同社社史の厚生年金保険被保険者資格の取得及び保険料控

除に係る記述から判断すると、申立期間当時、同社においては、すべての従業員を厚生年金保険の被保険者としていたことが推認できる。

一方、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在籍していた者を対象に復元されたものであることが確認できることから、同年の被保険者名簿復元当時、既に退職していた者の被保険者名簿を復元することは困難な状況にあったものと認められる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿の記録漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和20年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年9月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時は、保険出張所）に行ったと認めるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和39年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月1日から40年4月6日まで

私は、昭和36年4月1日から継続してA社で勤務していた。しかし、39年8月1日から40年4月6日まで厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得がいかない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の社員カード及び給与支給明細書(賃金台帳)並びに雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和39年8月1日に同社本社から同社B支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給与支給明細書(賃金台帳)で確認できる保険料控除額から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料等が確認できず不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案4040

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社に栄養士として勤務した。平成9年4月1日から同社の都合により、業務委託先のB社に所属することとなった。同社側の条件としては、勤務先、給与形態、及び給与条件の変更無しとのことであった。しかし、ねんきん定期便が届き、申立期間が厚生年金保険の被保険者となっていないことが分かった。調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び雇用保険の記録により、申立人は、平成9年3月31日まで同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該賃金台帳で確認できる保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書が提出されており、当該通知書の資格喪失日が「090401」から「090331」に訂正されていることが確認できるところ、事業主は、同社が「4月1日喪失」と記載したものを、社会保険事務所（当時）が「3月31日喪失」と訂正したとの理由から、同社は正し

い届出を行い保険料は納付していると主張しているが、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案4041

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月23日から同年10月1日まで

厚生年金保険被保険者記録では、私のA社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成18年9月23日とされているが、私は、同社には同年9月30日まで勤務していたので、調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された在職証明書、A社から提出された平成17年分及び18年分の賃金台帳の写し、並びに同社の証言により、申立人は同年9月30日まで同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の標準報酬月額、及び賃金台帳の保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成18年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和24年1月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年1月から同年4月までは5,400円、同年5月から同年9月までは5,000円、同年10月から25年8月までは7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年1月12日から25年9月1日まで

私は、A社に昭和21年5月1日から58年3月31日まで継続して勤務したが、同社B支店から同社本社に転勤した24年1月12日から25年9月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。退職所得の源泉徴収票に記載されている就職年月日及び退職年月日から、継続勤務していたことが証明できるので、調査して、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、複数の同僚の証言及び申立人から提出されたA社B支店発行の退職所得の源泉徴収票により、申立人は、同社に継続して勤務し（同社B支店から同社本社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを確認できる関連資料は無いが、申立人がA社B支店から同社本社に転勤したと証言している複数の同僚のうち、同社B支店で昭和24年5月1日に資格取得している同僚が、「私は、高校を卒業した昭和24年3月にA社B支店に勤務し、同社本社で勤務していた申立人と業務連絡のやり取りをしていた。」と証言しており、申立人は、同年3月時点では同社本社に勤務していたものと推認できることから、申立期間については、同社本社における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和25年9月の記録及び同僚の記録から、24年1月から同年4月までは5,400円、同年5月から同年9月までは5,000円、同年10月から25年8月までは7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、申立期間に行われるべき被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考え難いことから、事業主が昭和25年9月1日を申立人の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年5月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年5月から62年3月まで

母親が平成元年6月ごろ、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、振替用紙が送られてきたため、母親が私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。保険料は父親名義の銀行口座から振替によって納付し、その当時の通帳も保管してあるので、申立期間の保険料について、納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が平成元年6月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行った後、振替用紙が送られてきたため、申立人の申立期間の保険料をさかのぼって納付したとしているところ、オンライン記録によると、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたのは同年6月とされていることから、申立人の主張する時期に加入手続が行われたことは確認できる。

しかしながら、申立人は申立期間当時短大生であったとしていることから、申立期間は任意加入対象期間と考えられ、加入手続時点からさかのぼって被保険者資格を取得することはできず、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳における被保険者資格取得日は、さかのぼって資格を取得することが可能であった短大卒業後の昭和62年4月1日とされていることから、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立期間は加入手続が行われた時点において、既に時効が成立していることから、保険料を納付することはできなかつた期間である。

さらに、申立人は、父親名義の銀行口座から振替によって申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、その当時の通帳に平成元年6月以降申立人の保険料納付に係る振替の記録が4回あるが、振替金額は、いずれも申立

期間の翌年度以降の保険料額（3か月分）と一致するものであり、申立期間の保険料額に一致するものは見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から51年3月まで

私は、自営業で厚生年金保険が無かったため、自分で国民年金に加入していた。国民年金保険料の納付は遅れることもあったが、銀行及び市役所で納めていた。

領収書など納付したことが分かるものは無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び保険料納付を自身で行ったとしているが、加入手続を行った場所、時期、保険料の納付時期及び納付金額についての記憶は無いとしており、加入手続及び保険料の納付に関する具体的な状況は不明である。

また、申立人が居住しているA市が保管する国民年金手帳交付簿によると、申立人の国民年金手帳は昭和51年8月に元妻と連続して交付されており、申立人に別の国民年金手帳が交付された形跡は見当たらないことから、申立人はこのころに初めて国民年金の加入手続を行い、厚生年金保険被保険者資格を喪失した47年9月にさかのぼって被保険者資格を取得したとみられる。この国民年金手帳の交付時点を基準とすると、申立期間のうち、47年9月から49年6月までの期間については既に時効が成立しており、保険料を納付することはできなかった。

さらに、申立期間のうち、昭和49年7月から51年3月までの期間については過年度納付が可能であったが、申立人は保険料を遅れて納付することはあったものの、何年分も一括で納付したことは無いとしていることから、当該保険料の納付があったとも考え難い。

加えて、A市が保管する申立人の納付記録情報において、申立期間は未納とされている上、申立人と連続して国民年金手帳が交付された元妻も申立期間は未納とされている。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月及び同年5月

A病院を退職後の昭和62年4月ごろ、自宅に来た集金人から国民年金への加入を勧められたので、加入手続をした。

国民年金保険料は、後日、月単位に計2回納付した。1回分か2回分まとめた金額かは分からないが、3万円近くを納付したので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年4月ごろ、自宅に来た集金人から国民年金の加入勧奨を受けて手続を行い、後日、申立期間の保険料を月単位に計2回納付し、その額は1か月分又は2か月分で3万円近く納付したとしている。

しかしながら、申立期間当時、申立人が居住していたB市では、既に集金人制度は廃止されており、集金人から加入勧奨を受けて手続を行ったとする申立人の主張とは相違する。

また、申立人は、保険料の納付時期、場所等の記憶は無いとしていることから、保険料の納付状況の詳細が不明である上、申立人が納付したと主張する保険料額3万円は1か月分又は2か月分いずれの分の保険料額としても、申立期間の保険料月額7,400円（2か月分では1万4,800円）とは乖離^{かいり}している。

さらに、オンライン記録によると、申立人が初めて国民年金に加入したのは平成10年12月とされており、これはB市における申立人に係る記録とも一致しているほか、9年1月の基礎年金番号導入以前に申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2351 (事案 43、事案 1602 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から50年12月まで

私は夫や義妹の国民年金保険料の納付書を見て、私も国民年金に加入したいと思い、昭和50年12月ごろに加入手続をA市役所で行った際、過去の国民年金保険料を納付できる特例があると聞き、その場で3万6,500円の国民年金保険料を納付した記憶がある。国民年金手帳には「初めて被保険者になった日」が41年2月1日とされており、自分としてはその時点までさかのぼって納付したつもりでいたので、申立期間が未納とされていることは納得できないという申立内容で、これまで2回、第三者委員会に申立てをしたが、いずれも申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないという通知文を受け取った。

今回、申立期間の保険料を納付した領収書に押印してあった印鑑の名前がB又はCだったことを新たに思い出したので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、前々回申立てのあった期間(昭和41年2月から50年3月まで)については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、申立人は、A市役所において申立期間の国民年金保険料として数万円を一括で納付したとしているが、同年当時、同市役所では過年度保険料及び特例納付に関する取扱いを行っていないこと、特例納付及び過年度納付を利用して当該期間に係る保険料を納付した場合、その保険料額は約10万円であること、及び申立人が国民年金の加入手続を行ったとされる同年

12月の時点では、申立期間のうち、48年4月から同年9月までの国民年金保険料は、特例納付の対象期間ではなく、かつ、時効によって納付できない期間であることから、既に当委員会の決定に基づく平成20年2月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、既に納付済みとされている期間（昭和50年4月から同年12月まで）を申立期間に加え、当該期間を含めて申立期間の保険料3万6,500円を納付したと主張するとともに、保険料納付を示す資料として新たにA市から交付を受けた資料を提出して当委員会に再申立てを行ったが、当該資料では保険料納付を示す記載は見当たらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないこと、及び申立期間のうち同年4月から同年12月までの保険料は納付済みとされていることから、既に当委員会の決定に基づく平成21年7月23日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立期間の保険料を納付した領収書に押印してあった印鑑の名前がB又はCだったことを新たに思い出したと申し立てている。しかし、この申立人の主張内容は申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな事情とは認められない上、A市では、申立人が申立期間の保険料を納付したとする昭和50年度において、B又はCという職員は年金担当部署には在籍していなかったとしている。

そのほかに委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間のうち、昭和41年2月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和50年4月から同年12月までについては、年金記録では、国民年金保険料が納付済みとなっており、納付記録に問題は無い。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月から同年9月まで

平成10年10月から就職する前の平成11年度までの国民年金保険料は母親が納付してくれていた。就職した12年度からは、自分で遅れることなく納付していたが、納付していなかった申立期間の分の督促として振込用紙が再三送られてきた。お金に余裕ができたなら一括で納付しようと思い、しばらく納付しなかった。納付金額は覚えておらず、納付時期の記憶も曖昧であるが、同年度か13年度の冬に、貯金を下ろして当時住んでいたA市にあるB駅前のC銀行でまとめて納付した。その後、督促の納付書が送られてくることはなくなったので、未納保険料は無くなったものと思っていた。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付金額については覚えておらず、納付時期についての記憶も曖昧であるが、平成12年4月以降の平成12年度か13年度の冬に、当時、居住していたA市にあるB駅前のC銀行で申立期間の保険料をまとめて納付したとしている。しかしながら、申立期間の保険料を時効が完成する前に一括して納付することが可能な時期は、12年7月31日までとなることから、申立人が申立期間の保険料を納付したと主張する12年度か13年度の冬の時期には既に時効により当該期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定

申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、この時期になると、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等の事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月及び同年2月

私は、会社を退職（平成9年1月）後、親に勧められてA市B市民サービスセンターで国民年金の加入手続をした。その時、厚生年金保険と国民年金の統合手続をしてもらった記憶がある。その後、同市から送付されてきた納付書により申立期間の国民年金保険料（約2万6,000円）を納付した。領収書は紛失してしまったが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職（平成9年1月）後、A市B市民サービスセンターにおいて国民年金の加入手続を行った際、厚生年金保険と国民年金の統合手続を行ってもらったとしているところ、オンライン記録によると、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失したのは同年1月16日とされており、この時点においては、既に申立人には基礎年金番号が付番（同年1月1日）されていることから、新たに基礎年金番号に統合する必要はなく、申立人の主張は不自然である。

また、オンライン記録及びA市が保管する記録共に申立人の初めての国民年金被保険者資格取得日は平成11年3月1日とされており、申立期間において加入手続が行われ、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。このことは、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄の内容とも一致する。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、前述のとおり、申立人は平成11年3月1日に国民年金被保険者資格を取得し、同年6月1日に資格喪失（厚生年金保険被保険者期間が判明したため、同年8月10日に資格喪失日は同年4月1日に訂正されている。）したこ

ととされており、申立人の納付記録を見ると、同年3月の保険料が同年7月12日に過年度納付されているほか、同年4月及び同年5月の2か月分の保険料2万6,600円が同年10月6日に還付されていることが確認できる。このことから、申立人はA市において最初の国民年金加入手続を行い、同年3月の保険料を過年度納付するとともに、同年4月及び同年5月の2か月分の保険料2万6,600円を現年度納付した後に、厚生年金保険被保険者資格取得日が同年4月1日であることが判明したことから、この納付済みとされた同年4月及び同年5月の保険料が還付されたものと推認できる。このため、申立人が、申立期間の加入手続を行い、申立期間である2か月分の保険料（約2万6,000円）を納付したとする記憶は、この還付された期間の保険料であった可能性も否定できない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2354 (事案 1763 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年12月までの期間及び63年4月から平成元年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から61年12月まで
② 昭和63年4月から平成元年6月まで

申立期間①は、当時、国民年金保険料の納付を一時やめていた期間であるが、平成元年ごろに店の立退料を1,000万円と1,500万円の2回に分けて受け取り、その立退料で、未納となっていた期間の保険料10万円ぐらいを社会保険事務所(当時)で納付した記憶がある。昭和63年度以降の保険料は、私が妻の分と一緒に市役所で納付書により納付した。申立期間は妻が納付済みになっているのに、私のみが未納とされていることは納得できないので、納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てのうち、申立期間①については、i) 申立人が申立期間①の保険料を社会保険事務所で納付する際における納付可能月数、納付金額及び納付時期についての具体的な記憶は無く、申立期間①に係る保険料の納付状況の詳細は不明であること、ii) 申立人は、昭和63年11月9日に作成した銀行通帳に2回目の立退料を入金し、当該立退料で申立期間①の保険料を納付したとしているが、この銀行通帳の作成時期を基準とすると、申立期間①の大半は時効により保険料を納付することはできないこと、iii) 申立人は、申立期間①に係る保険料10万円ぐらいを納付したとしているが、申立期間①の保険料額は14万4,780円となり、申立人が主張する金額とは相違すること、また、申立期間②については、申立人は、昭和63年度以降の保険料は妻の分と一緒に毎月納付書により市役所で納付したとしているが、夫婦の納付記録を見ると、

申立人は平成元年7月及び同年9月から2年3月までの期間は過年度納付されており、市役所では過年度保険料は取り扱っていないことから、申立人の主張と相違する上、妻は、昭和63年度以降はすべて現年度納付とされていることが確認でき、申立人の同年度以降の保険料の納付方法に関する記憶は曖昧^{あいまい}であること、一方、当初の申立てでは、申立期間③として挙げた平成元年8月については、1か月と短期間であり、かつ、当該期間の前後は過年度納付されていることからこの期間も過年度納付したと考えることも不自然ではないことなどから、既に当委員会の決定に基づく21年10月15日付け、申立期間のうち、元年8月のみ納付記録を訂正する必要があるとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、前回の決定において記録の訂正は必要でないとされた申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは納得できないと主張するのみで、当初の申立内容に変更は無いことから、今回の申立内容は、委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成2年3月まで

私は、昭和62年3月下旬に会社を退職し、同年4月ごろにA市B区役所で初めて国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は、いつ、いくら納付したかは覚えていないが、加入後、平成2年4月に専門学校へ就職するまで同区役所で納付書により納付した記憶がある。納付を証明するものは無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年4月ごろにA市B区役所において初めて国民年金加入手続を行った際に、申立期間以前に勤務していた事業所で交付された年金手帳を同区役所担当窓口へ提出し、手続後、返却されたとしている。この時点で初めて申立人の国民年金の加入手続が行われた場合、同年金手帳には国民年金記号番号が付されると共に、「初めて被保険者となった日」欄には資格取得日が記載され、「国民年金の記録」欄の「被保険者となった日」欄にも同様に「初めて被保険者となった日」欄の資格取得日が記載されるほか、「国民年金の記録」欄には事務処理を行った同区のゴム印が押されることとなるが、申立人が所持するその年金手帳を見ると、国民年金記号番号は付番されておらず、「初めて被保険者となった日」欄には資格取得日の記載は無く、「国民年金の記録」欄の最初の「被保険者となった日」欄には「平成11年4月1日」と記載され、C市のゴム印が押されていることから、62年4月ごろにA市B区役所において初めて国民年金加入手続を行ったとする申立人の主張と相違する。

また、申立人は、申立期間の保険料は、B区役所の担当窓口で納付書を購入し、同区役所の1階で納付したとしているが、申立人は、納付場所が同区役所

内の担当窓口か銀行派出所であったかどうか記憶は無く、納付時期、納付周期及び納付金額についても覚えていないとしており、申立人の申立期間の保険料納付状況に関する記憶は曖昧である。

さらに、オンライン記録によると、申立人が最初に国民年金に加入したのは平成11年4月1日とされており、基礎年金番号制度導入（9年1月）前に、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、このことは、前述の申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合するほか、A市においても申立人が国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられ、申立人が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2356 (事案 1753 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から56年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から56年5月まで

私は、結婚前は就職しておらず、国民年金に未加入だった。昭和52年に結婚し、1年ぐらいした時、隣の奥さんから「義務だから加入するべき。」と言われたので、A市B区役所で国民年金の加入手続をした。前回の申立てでは、申立期間は昭和53年1月から56年1月までとし、納付周期については毎月とし、保険料月額は1万円ぐらいとしていたが、集金人に保険料を納付したことは無いので、申立期間を納付書による納付が始まった54年4月から長男が生まれる前の56年5月までに変更し、保険料は3か月ごとに1か月当たり9,000円ぐらいをC信用金庫D支店か同区役所で現金で納付したことを思い出したので再申立てをする。領収書は引っ越しの時に紛失して無いが、申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初申立期間(昭和53年1月から56年1月まで)に係る申立てについては、申立人は、当該期間の保険料の納付方法について、C信用金庫D支店で毎月納付したとしているが、A市では、当該期間のうち54年3月までは集金人への納付であった上、当該期間を通じて納付の周期は3か月ごととされていたこと、申立人は国民年金手帳記号番号が払い出された61年3月ごろに国民年金被保険者資格取得手続を行ったものとみられ、同年4月に第3号被保険者資格を取得したとされており、夫は、当該期間を通じて厚生年金保険被保険者であったことから、当該期間は任意加入の対象となる期間であり、制度上、さかのぼって被保険者資格を取得することはできなかったため、申立期間の保険料を納付し得たとは考え難いとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年10月7日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、申立期間をA市で納付書による納付が始まった昭和54年4月から56年5月までに変更し、保険料は3か月ごとに1か月当たり9,000円ぐらいをC信用金庫D支店かB区役所で納付したとする申立内容に変更して申し立てているが、申立人が主張する保険料額（1か月当たり9,000円ぐらい）は平成3年の国民年金保険料額に相当し、申立期間の保険料額と乖離^{かいり}している上、金融機関又は同区役所で納付していたことをうかがわせる新たな資料及び情報の提出も無く、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかにも委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月から同年7月まで

私たち兄妹3人が、それぞれ20歳になった時に母親が国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料は母親が父親の分と一緒に家族5人全員の分を納付し、家族の厚生年金保険と国民年金との切替手続も行っていった。今回、ねんきん特別便で申立期間の未納を知った。申立期間の加入手続及び保険料納付も母親がA町役場で行ってくれていたはずである。私以外の家族全員の国民年金加入期間に未納が無いにもかかわらず、私だけが申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る加入手続及び国民年金保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとする母親は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成7年2月以降に申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料も送付されてきた納付書により納付したとしているが、加入手続時期、保険料の納付場所及び納付金額についての記憶は無いとしていることから、加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、申立人は平成6年10月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより、国民年金被保険者資格を喪失したとされている。その後、厚生年金保険被保険者資格を喪失した7年2月12日から厚生年金保険被保険者資格を再取得したとされている同年8月1日までの間に申立人が国民年金被保険者資格を取得したことをうかがわせる形跡は見当たらない。このことはA町が保管する記録においても、申立人の申立期間における国民年金被保険者資格の取得・喪失に係る記録が無いこととも符合する。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、母親は当該期間の保

険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年4月までの期間及び13年8月から15年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年4月から12年4月まで
② 平成13年8月から15年11月まで

私は、申立期間①当時、A市にあった会社に勤務していた。20歳になった時に、会社が私の国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料は給料から天引きされていた記憶があるので、会社が私の保険料を納付してくれていたと思う。

申立期間②については、会社退職（平成13年8月）後、B市役所で国民年金の加入手続を行った。その際に同市の職員から、保険料を2、3か月分まとめて納付するよう指示され、国民健康保険料と一緒に自宅近くの金融機関のATMで納付したことを覚えている。その後は毎月集金に来た同市の職員に納付した。保険料は1万2,000円か1万3,000円ぐらいだった。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、申立人は、A市に所在する会社に勤務し、20歳到達時に会社が申立人の加入手続を行い、申立期間①の保険料を会社が給料から天引きして納付していたとしているところ、申立人は、勤務していた会社名及び勤務していた同僚等の氏名は記憶していない上、その会社は既に存在していないとしていることから、申立人の加入手続及び保険料の納付状況について確認することはできない。

また、オンライン記録等によれば、申立人は、申立期間①においては、A市（平成11年5月19日以前）、C町（同年5月19日から同年7月13日まで）、

B市（同年7月13日から12年6月20日まで）に居住していたこととされている。保険料は、住民登録されている市区町村で納付することとされていることから、申立期間①のうち、申立人がC町及びB市に居住していた期間の保険料を申立人が主張するようにA市に所在する会社が納付していたとは考え難い上、オンライン記録、同市、C町及びB市の記録共に申立期間①に係る保険料は未納とされており、当該期間の納付記録に不自然な点は見受けられない。

さらに、申立期間②について、申立人は、平成13年8月に会社を退職後、B市役所において国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間②の保険料のうち、2、3か月分まとめて国民健康保険料と一緒に自宅近くの金融機関のATMで納付したとしているところ、同市では、同年9月以降、国民健康保険料は、ATMを利用して納付することは可能であったが、国民年金保険料はATMを利用して納付することはできないとしており、申立人の主張と相違する。

加えて、オンライン記録を見ると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格取得により、平成12年9月1日に国民年金被保険者資格を喪失したこととされ、その後、厚生年金保険被保険者資格を喪失した13年8月1日付けで第1号・第3号被保険者資格取得勸奨対象者とされており、その後、15年2月25日に未適用者一覧表（最終）が作成され、D町に対して送付されていることが確認できる。このため、未適用者一覧表が作成・送付された時点までは、申立人の国民年金加入手続は行われていなかったものとみられる。このことは、B市の被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳においても、申立期間②において、国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡が見当たらないこととも符合する。このため、申立期間②は国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の保険料は納付できなかったものとみられる。

その上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から53年3月までの期間及び57年10月から61年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月から53年3月まで
② 昭和57年10月から61年9月まで

会社を退職後の昭和44年7月から私は自営をしていたため、父親がA町役場で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付していたと聞いていた。父親は既に亡くなっており詳しいことは分からないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に死亡していることから、加入手続及び保険料納付状況について確認することはできない。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号はA町において元妻と連番で昭和55年3月に払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金の加入手続が行われ、この加入手続の際に資格取得日をさかのぼって44年8月1日とする事務処理が行われたとみられる。このことは、申立人が唯一所持する国民年金手帳の記載内容とも符合する。このため、この手帳記号番号が払い出された時期を基準とすると、申立期間①当時は国民年金に未加入であったものとみられる。この手帳記号番号払出時期は、第3回特例納付実施期間（53年7月から55年6月まで）中であることから、この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間①の保険料を過年度納付と特例納付を利用して納付することは可能であり、申立期間①直後の昭和53年度の保険料が55年4月に、54年度の保険

料が55年12月に過年度納付されていることが確認できる。しかしながら、申立人は、加入手続時点において45歳であり、厚生年金保険被保険者期間が148か月あったことから、申立人が60歳到達時の前月まで未納とすることなく保険料を納付した場合、年金受給権（保険料納付月数等が300か月必要）の確保が図られるため、特例納付を行う必要性は乏しく、父親が特例納付を行ったとまでは推認し難い。

さらに、申立期間②については、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立人及びその元妻共に昭和57年度の備考欄には「納付書発送」と記載されていることから、申立期間②のうち昭和57年10月から58年3月までの6か月は申立期間当時、未納であったものとみられ、元妻も当該期間は未納とされている。

加えて、申立人は、昭和57年10月にA町からB市に住民票を異動させたが、同市に居住したことはなく、実際はA町に居住し、B市では保険料を納付したことは無いとしているところ、同市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、58年8月1日にA町からB市に転入、59年5月30日にA町へ転出したこととされており、この期間は未納とされているほか、B市の国民年金被保険者名簿索引票の「国民年金手帳の記号番号」欄には「不在」と記載されていることが確認できる。このため、申立人は、申立期間②のうち、58年8月から59年5月までは同市において不在者とされ、申立人に対して納付書が送付されなかったものとみられる上、保険料は、住民票のある住所地で納付するものであることから、父親は、当該期間の保険料を住民票のないA町で納付することはできず、元妻も当該期間を含め、申立期間②は未納とされている。

このほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月及び同年7月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年5月
② 平成4年7月から同年10月まで

私は、22歳の時、学生で国民年金に加入していなかったが、親が保険料を代わりに納付することができることを知り、母親が、A市B区役所で加入手続を行った。その後、毎月の保険料と共に、未納だった保険料を順次納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、申立人の国民年金の加入手続時期、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額についての明確な記憶は無いことから、加入手続及び保険料納付状況は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は平成6年7月26日に払い出され、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われ、20歳到達日の前日である4年*月*日を資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が唯一所持する年金手帳の記載内容とも符合する。このため、この国民年金手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間①は時効により保険料を納付することはできない。

さらに、母親は、加入手続時において、それまで未納とされていた期間の保険料については、納付時期は覚えていないが、順次、現年度保険料と併せて納付していたつもりであるとしているところ、オンライン記録によると、過年度納付対象期間のうち納付済みとされている平成4年12月から6年3月までの

毎月の保険料は、母親の主張するとおり、7年1月から順次毎月納付されていることが確認できる。しかしながら、申立期間②の直前の4年6月の保険料が6年7月に納付された後、その翌月となる申立期間②の4年7月の保険料が6年12月21日に納付されており、この4年7月の保険料については、納付された翌日の6年12月22日に時効期間納付の理由により、納付された時点で時効となっていない同年11月の保険料に充当決議されている。このため、この充当決議された時点においては、申立期間②の保険料は時効により納付することはできなかったものとみられる。

加えて、母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの期間、62年4月、同年5月及び平成6年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から44年3月まで
② 昭和62年4月及び同年5月
③ 平成6年2月

私は、婚姻届（昭和43年6月）をA市B区役所C支所に提出した際に国民年金の加入手続を行った。その後、申立期間①の保険料は集金人に1年分まとめて納付した。また、申立期間②及び③については、送付されてきた納付書で、すべて納付した記憶がある。夫の国民年金保険料は納付済みとされているのに、私のみ申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻届の提出時（昭和43年6月）にA市B区役所C支所で国民年金の加入手続を行い、その後、申立期間①の保険料は集金人（国民年金推進員）に1年分まとめて納付したとしているところ、申立人は、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額について明確な記憶は無いことから、保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年10月11日に払い出され、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われ、資格取得日をさかのぼって43年4月16日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、この国民年金手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間①の保険料は過年度保険料となるが、A市では、集金人（国民年金推進員）は、過年度保険料は取り扱っていなかったとしていることから、申立人が当該

期間の保険料を集金人(国民年金推進員)に納付したとする主張とは相違する。

さらに、申立人は、夫の保険料も申立期間①の保険料と一緒に1年分まとめて納付したとしているところ、夫のオンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、国民年金手帳記号番号は昭和41年6月27日に払い出されていることから、申立期間①は、現年度保険料として集金人(国民年金推進員)に納付することができるが、申立人は、前述のとおり、過年度保険料となることから、申立人の申立期間①の保険料を夫と一緒に集金人(国民年金推進員)に納付することはできなかったものとみられる。

加えて、申立人は、申立期間②及び③の保険料は送付されてきた納付書により納付したとしているが、申立人は、保険料の納付時期、納付場所及び納付金額についての記憶は無いとしていることから、申立期間②及び③の保険料納付状況の詳細が不明である上、申立人の保険料と一緒に納付していたとする夫も申立期間②及び③は未納とされている。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4043 (事案 1064 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 1 月ごろから 45 年 3 月ごろまで
② 昭和 45 年 10 月ごろから 47 年 10 月ごろまで

前回の審議結果では、A社グループのB社及びC社に勤務していたのに、正社員であったとする証拠が無いから、年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらったが、この判断には納得できない。

今回、新たに提出する資料等はないが、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、当該期間にB社で厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚によれば、二人は「申立人はアルバイトであった。」と証言し、うち一人は、「そのため、社会保険には加入していなかったはずである。」と証言しているものの、このほかの同僚は、「全く記憶していない。」又は「名前しか記憶していない。」と証言しており、社会保険事務所(当時)における同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。また、申立期間②に係る申立てについては、申立人が記憶している同僚が「申立人とは何度か出勤途上に駅や電車内で偶然会ったことはあるが、それ以外は分からない。」と証言しているものの、ほかにC社で当該期間に厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚によれば、一人が「名前は聞いたことがあるような気がする。」と述べているほかは、いずれも「正社員の中に申立人はおらず、アルバイトの中にいたかどうかは記憶が無い。ほかの元同僚に聴いても申立人を覚えている者はいなかった。」等と証言しており、社会保険事務所における同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。さらに、B社及びC社の人事記録管理を統括しているD社は、申立期間①及び②当時の

資料は保存していないと回答しており、申立人の在籍記録及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない上、同社の担当者等は、「当時、アルバイトの者については、社会保険に加入させていなかったはずである。A社グループでは、男性の正社員はA社本社で一括採用しており、B社やC社で正社員を採用することはなかった。」としている。加えて、申立人は、申立期間①及び②に係る雇用保険の記録も確認できない。このほか、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年3月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「A社グループのB社及びC社に勤務していたのに、正社員であったとする証拠が無いから認めないとする審議結果は、第三者委員会は性善説に基づき申立人の立場に立って救済をするという趣旨に反しており、また、委員会の人選についても問題があるのではないか。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかし、当該再申立てについて、申立人から新たに提示された関連資料及び周辺事情は無く、上記の主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4044

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月ごろから 45 年 5 月 1 日まで

私は、引っ越しをした際に保険料控除が証明できる証拠書類を処分してしまったが、申立期間において、厚生年金保険料が控除されていたと思うので記録を見直してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと述べる事業所名及び当時の事業主の名前が、当時の住宅地図及び電話帳により確認できることなどから判断して、勤務した時期は特定できないが、申立人は、A事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A事業所が当該期間において厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できる記録は無く、同事業所の所在地を管轄する法務局にも、同事業所が法人登記された記録は無い。

また、申立人が名前を挙げたA事業所の当時の事業主及びその妻は、オンライン記録では特定できず、連絡が取れない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、通称のため、同人を特定することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月ごろから 38 年 4 月ごろまで

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社で勤務していた期間が空白となっていることが分かった。同社において、給与から厚生年金保険料を天引きされていたはずなのに、被保険者記録が無いことに納得がいかない。ので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げるA社の事業主の名前、業務の内容等が、同社の商業登記簿の記載と合致していることなどから判断して、勤務した時期は特定できないが、申立人は、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、商業登記簿謄本によれば、昭和49年10月*日に解散しており、当時の事業主は死亡しているため、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、当該期間において、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できる記録は無い上、同社の当時の事業主についても、当該期間において、厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は、A社で一緒に勤務した同僚の名前を記憶していない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年9月30日から27年10月11日まで
私はA社に昭和22年に入社し、加工の仕事をしていた。同社は26年末ごろ新工場を建てた。その後も、同社が倒産するまで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社の厚生年金保険被保険者記録のある同僚が、申立人を記憶していることから、退職した時期は特定できないものの、申立人が申立期間に同社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社の事業所台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和23年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同日後の期間において同社が適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人が申立期間に勤務していたと記憶する同僚は、申立期間以前にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A社は、既に解散しており、当時の事業主も連絡先不明のため、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4047

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から23年10月1日

勤務していたA事業所が昭和22年4月*日に解散したが、同事業所の所在地にB事業所が設立されたため、そのまま同事業所のタイピストとして勤務した。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張しているB事業所は、オンライン記録及び厚生年金保険の適用事業所名簿において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、B事業所は、申立人の記憶している所在地に係る申立期間当時の電話帳にも掲載が無く、同事業所の所在も確認できない。

さらに、申立人は、「申立期間前に勤務していたA事業所が解散した後、同所在地にB事業所が設立されたので、そのままタイピストとして勤務した。」と主張しているところ、A事業所の健康保険労働者年金被保険者名簿に記載されている被保険者147人のうち、同事業所解散後も引き続いて別の事業所の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は3人いるが、いずれもB事業所とは違う別の事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年ごろから 45 年ごろまで

A社を退職する際、勤務先の人から社会保険は掛けてある旨伝えられた記憶があるが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。昭和 43 年に参加した同社の慰安旅行の写真があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言等により、時期は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「申立期間当時の資料は保管しておらず、当時を知る社員もいない。」としているため、申立人の勤務実態及び当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、複数の同僚に照会したが、当時の厚生年金保険料の控除について証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間を含めたA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号*番（昭和 40 年 12 月 7 日資格取得）から*番（46 年 1 月 22 日資格取得）までを見ると、その間に欠番は無く、申立人の氏名も確認できない。

加えて、国民年金被保険者名簿により、申立人が昭和 36 年 4 月から国民年金に加入し、57 年 12 月まで国民年金保険料を完納（申立期間の大部分は現年度納付）していることが確認できる上、申立人は、「当時、夫と自分の保険料を払っていた。」と証言していることから、申立期間当時、申立人は、自らが国民年金の被保険者であることを認識していたものと考えられる。

このほか、申立期間の保険料控除に係る申立人の記憶は曖昧^{あいまい}であり、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び

周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月6日から27年10月28日まで

申立期間当時、A事業所に勤めていたが、当時の同僚(夫)には年金記録があるにもかかわらず、年金記録が無いのは考えられないため調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にA事業所で勤務していた申立人の夫の証言から、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、申立人の夫は、申立期間当時、A事業所には20人程度の従業員がいたと証言しているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿で厚生年金保険の被保険者記録が確認できるのは6人のみである。また、夫が、申立人の上司として総務関係部署で勤務していたと記憶していた者についても、同事業所での厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、同事業所では申立期間当時、必ずしも従業員全員に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがわれる。

さらに、A事業所は昭和48年に解散しており、申立期間当時の事業主も既に死亡している上、事業主の家族及び申立人の夫以外の同僚からは、申立人の勤務実態及び当時の厚生年金保険の取扱いについて証言が得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4050

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年12月 1 日から59年 9 月ごろまで
② 平成 5 年11月ごろから 7 年11月ごろまで

私は、申立期間①はA社、申立期間②はB社で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が抜けている。

申立期間①及び②について、給与から厚生年金保険料が引かれていたはずなので、厚生年金保険の被保険者記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録、A社の事務担当者及び複数の同僚の証言から、時期及び期間は明らかでないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社の事務担当者及び複数の同僚は、「A社は試用期間を設けており、入社時期と厚生年金保険の被保険者資格の取得時期は必ずしも一致していなかった。」「従業員の中には、給与の手取り額を優先させ、厚生年金保険に加入していない者もいた。」旨の証言をしており、同社では、申立期間当時、必ずしも従業員全員に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがわれる。

また、A社から提出された昭和58年当時の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定内訳書の控えには、申立人に係る記載は確認できない。

さらに、申立期間①を含む被保険者資格取得日が昭和57年 9 月 1 日から59年12月 1 日までのA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、B社の事業主及び同僚の証言から、時期及び期間は明らかでないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録により、B社は、平成6年8月2日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日前の期間において適用事業所であったことが確認できない。

また、B社の事業主は、「申立期間②当時、当社で厚生年金保険に加入していたのは数人であり、申立人は加入していなかったことを記憶している。」と証言している上、複数の同僚に照会したが、当時の厚生年金保険料の控除について証言を得ることはできなかった。

さらに、B社に係るオンライン記録によると、申立期間②に被保険者資格を取得した者の中に、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番は無い。

加えて、オンライン記録によると、申立期間②当時、申立人は、国民年金に加入し、当該保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月 21 日から同年 7 月 1 日まで
厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間の被保険者記録が無い。私は、A社に昭和 48 年 9 月 7 日から平成 3 年 7 月 31 日まで一度も退職せずに勤務していた。その間、同社の敷地内の社宅に住んでおり、記憶の間違ひはないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同喪失確認通知書から、申立人がA社において、昭和 49 年 1 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 7 月 1 日に再び同資格を取得していることが確認できる。

また、当該被保険者資格喪失確認通知書の備考欄の喪失理由は退職となっており、健康保険被保険者証を返却したことを表す「証返」の印も押されている。

さらに、申立人及び同じくA社で勤務していた申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、昭和 48 年 9 月 7 日の同社入社時に厚生年金保険被保険者資格を取得した後、時期は不明であるが、夫の被扶養者となり、49 年 7 月 12 日付けで被扶養者から外れていることが確認でき、当該日付は、申立人が同年 7 月 1 日に同社で被保険者資格を再取得した際の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録された受付日と一致する。

加えて、雇用保険の記録も、A社における離職日は昭和 49 年 1 月 20 日、資格再取得日は同年 7 月 1 日となっており厚生年金保険の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月から 49 年 5 月まで

A事業所を辞めて、B県からC県に来て、初めてD事業所で働いた。保険証を会社からもらった記憶があり、厚生年金保険料を給料から引かれていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D事業所に勤務していた複数の同僚の証言から判断して、時期は定かでないが、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、D事業所の事業主は、「申立人の名前に記憶は無い。当時の資料は無く、申立人の勤務実態は不明である。厚生年金保険の手続は、従業員の出入りが激しかったので、勤務態度や勤務実績などしばらく様子を見てから行っていた。」と証言しており、申立人が名前を挙げた上司及び申立期間に被保険者記録がある複数の同僚が、D事業所への入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が異なっていることを証言していることから判断すると、申立期間当時、同事業所では、入社後一定期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていたものと推測される。

また、D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 10 月 4 日から 48 年 3 月 28 日まで
② 昭和 51 年 3 月 26 日から 52 年 2 月 26 日まで

A社及びB社はグループ会社であり、会社間の異動はあっても退職はしておらず、毎月、給料から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社間の異動はあったが、継続勤務しており、一度も退職していない。」と主張しているところ、A社は、「日付は不明だが、申立人は、最初運転手として採用し、一度退職した後、整備士として再び採用した。」と回答している上、B社において昭和 43 年から平成 4 年まで厚生年金保険の被保険者記録がある同僚も、「申立人は、一度辞めて、再度入社したことを覚えている。」と証言している。

また、申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は、昭和 44 年 9 月 10 日に被保険者資格を取得し、47 年 10 月 4 日に被保険者資格を喪失したことが確認できる上、「昭和 47 年 11 月 4 日証返」と記載されており、同年 10 月 4 日の資格喪失に伴い、申立人の健康保険被保険者証が社会保険事務所（当時）に返却されたものと考えられる。

さらに、雇用保険については、申立期間①とほぼ同期間（昭和 47 年 11 月 1 日から 48 年 3 月 15 日）について、A社及びB社とは全く別会社での被保険者記録が確認できる上、申立期間②については、申立人のA社又はB社での被保険者記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 28 日から同年 4 月 1 日まで

私はA社に昭和 46 年 3 月 31 日まで勤務し、翌日から同僚B氏と一緒に次の会社に勤めた。同僚と資格喪失日が異なるのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚B氏は、「申立人は、A社で私と一緒に昭和 46 年 3 月末まで勤務しており、その後、一緒に次の会社に転職した。」としているものの、A社は、「申立期間当時の従業員の勤務状況や厚生年金保険の取扱い等に関する資料は保有していないため、当時のことは分からない。申立人が同僚B氏と一緒に辞めたかどうか分からない。」としている。

また、複数の同僚は、「申立人のことを覚えているが、退職時期までは記憶していない。」としており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格喪失に係る手続は、昭和 46 年 3 月 17 日に行われ、同僚B氏の当該手続は、同年 4 月 10 日に行われていることが確認できる。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、昭和 46 年 2 月 27 日とされており、当該離職日の翌日は、健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月ごろから 47 年 5 月ごろまで
姉の知り合いでA社社員のB氏の紹介で同社に入社した。上司のC氏の下で、D展示場に常勤し、E事業所の材料の受取の立会及び現場監督の業務を担当していた。入社時、厚生年金保険被保険者証などを総務部に提出した。給料から社会保険料を差し引かれていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚のうちの一人が、「暖かくなったころ、申立人から車を借りたことを覚えている。」としていることから、申立人は、期間は特定できないものの、申立期間に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人が名前を挙げた上司のC氏は、A社における被保険者記録が確認できない上、ほかの同僚が名前を挙げた当該同僚の同期の者も、同社における被保険者記録が確認できないことから、申立期間当時、同社では、必ずしもすべての従業員について、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

また、元事業主は、「申立人のことを覚えていない。当時の資料は現存せず、当時のことは不明。」としている上、紹介者のB氏は、連絡先不明のため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間（資格取得者20人）に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月 20 日から同年 12 月 20 日
申立期間について、雇用保険に加入していたので厚生年金保険にも加入していたのではないかと。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかし、当時のA社の顧問社会保険労務士は、「当時は雇用保険にだけ加入する社員が多く、現場社員のほとんどが厚生年金保険には未加入だったと思う。」と証言している

また、申立人から提出された雇用保険被保険者離職票により、申立人は、A社において有期雇用契約社員であったことが確認できるところ、当時の事務担当者は、「有期雇用契約社員については、雇用保険のみ加入させ、厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言している。

さらに、A社の申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4057

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月1日から43年7月1日まで

私は、A社の社長からB事業所に行って働くように言われ、昭和41年8月から約2年間、同事業所で勤務した。ねんきん特別便を見たら、同事業所で勤務した期間が厚生年金保険の被保険者記録になっていないが、同事業所で勤務していたことは間違いがないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間におけるB事業所の会長及び後任の会長並びに事務局長の名前を記憶していることから、具体的な勤務期間は特定できないものの、申立人が同事業所で勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、B事業所は昭和52年2月22日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所であったことが確認できない。

また、B事業所には申立期間当時の勤務実態を確認できる人事記録等の関連書類は保管されていない上、当時の同事業所会長や事務局長は既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人は、「申立期間当時のB事業所事務局員数は、事務局長の下に私がおり、ほかには女性が一人いただけである。」としており、B事業所は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から36年7月1日まで

私は、昭和35年4月1日にA社B支店に就職したが、厚生年金保険被保険者記録では、36年7月1日資格取得となっている。35年春に同社同支店の寮に着き、以降、36年12月まで勤務していた。厚生年金保険の保険料控除を証明する資料は無いが、申立期間に同社同支店に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA社B支店の厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の同僚は、申立人が申立期間に同社同支店に勤務していたと証言していることから、申立期間当時、申立人が同社同支店に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が同時期にA社B支店に入社したとする同僚7人については、いずれも申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、A社の事務担当者は、「B支店は、申立期間当時、大量の臨時社員を雇用しており、正社員に登用するまでは社会保険に加入させていなかった。」と回答している。

さらに、複数の同僚が、「A社B支店には試用期間があり、長期にわたって厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と証言しており、申立期間当時のA社B支店では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月末まで A 社で勤務した。

しかし、年金記録を確認したところ、A 社に係る資格喪失日が昭和 60 年 3 月 31 日にされていることが分かった。

私が保管している A 社の給料支払明細書により、申立期間についても保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社の給料支払明細書により、申立人は、同社に勤務した昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの厚生年金保険料を給与から控除されていることが認められる。

しかし、A 社が保管している従業員の入退社記録及び給与所得者異動届出書によると、申立人の同社における退社日は、昭和 60 年 3 月 30 日であることが確認できるとともに、雇用保険の記録においても、申立人の同社における離職日は、同年 3 月 30 日であることが確認できる。

また、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」と規定されており、第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日と規定されている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和 60 年 3 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められるものの、申立期間において A 社に使用されていた者であったと言えないことから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月から23年5月1日まで
② 昭和25年2月1日から同年12月1日まで

私は、A社に昭和20年9月から25年11月末日まで勤務していた。しかし、同社で勤務した期間の23年5月1日から25年2月1日までしか厚生年金保険被保険者の記録が無いので、調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、B社C支店は、昭和23年5月1日から24年7月26日までの期間において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認でき、A社も、23年9月6日から25年2月1日までの期間において適用事業所であったことが確認できるものの、申立期間①及び②については、いずれの事業所も適用事業所であった記録は確認できない。

また、B社C支店及びA社の当時の事業主とは連絡が取れない上、いずれかの事業所に被保険者記録のある同僚に照会したが、申立人の申立期間①及び②における勤務実態をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月から50年2月まで
② 昭和53年3月から54年7月まで
③ 昭和55年10月

申し立てた期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、A社からの報酬額より少ない額で記録されているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間①、②及び③に係るA社の役員報酬一覧表によると、当該期間に申立人に支給されていた報酬月額は、オンライン記録の申立人の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該役員報酬一覧表には、厚生年金保険料控除額の記載が無く、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

また、A社は、「当時の関係資料は無く、当時の事業主は高齢のため記憶が定かでない上、当時の社会保険事務担当者も不明であるため、申立期間当時の標準報酬月額の取扱いについては分からない。」と回答している。

さらに、A社の複数の同僚に照会したところ、いずれも給与明細書等の保険料控除を確認できる資料は保管していない上、申立人の主張を裏付ける証言は

得られなかった。

加えて、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額の記事内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 5 月から 31 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 27 年 5 月から 37 年 3 月 28 日まで A 事業所に勤務していた。
しかし、厚生年金保険被保険者記録では、27 年 5 月から 31 年 10 月 1 日までは被保険者期間となっていない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所に厚生年金保険被保険者記録がある同僚は、「申立人は、私の先輩であり、私が A 事業所に入社した昭和 32 年より 5 年前の 27 年に中学校を卒業して同事業所に入社した。」と証言していることから判断して、申立人が申立期間に同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、厚生年金保険適用事業所台帳の記録によると、A 事業所は、昭和 31 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、適用事業所であったことが確認できない。

また、上記の同僚のほか、申立人が記憶している同僚 6 人は、いずれも A 事業所が適用事業所となった昭和 31 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該同僚のうち、1 人は、「私の厚生年金保険の記録も、昭和 31 年 10 月 1 日からしかないが、それ以前の A 事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったと思う。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月2日から34年10月17日まで
私は、結婚を理由にA社を退職したが、脱退手当金を受領した覚えは無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年12月22日に支給決定されており、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金の裁定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいふことができない。

また、申立期間の被保険者記号番号と申立期間より後の被保険者記号番号とは別番号となっており、申立期間の脱退手当金を受領したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金通則法施行前であり、申立期間の事業所を退職後、再就職する意思の無かった申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいふことができない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4064

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 20 日から 46 年 7 月 31 日まで
昭和 61 年に、社会保険事務所（当時）に行った際に、申立期間について、脱退手当金を受給していることが分かった。
しかし、脱退手当金を受給していないはずなので、支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、当該期間の事業所名及びその住所が記載されているほか、同裁定請求書及び裁定伺によれば、昭和 46 年 8 月 6 日に A 社会保険事務所（当時）において受け付けられ、同年 9 月 3 日に申立人の当時の住所地の近くの金融機関で受領できるよう国庫金が送金されたことが確認できる上、裁定請求書に記載された申立人の住所は、戸籍の附票と同一であり、続けて、申立人の夫の姓「B 様方」と記載されていること、及び申立人や近親者しか知り得ないと考えられる、当時申立人が通院していた医院名が記載されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が記されているとともに、その右隣に「46.8.6」と上記裁定請求書に押印されている A 社会保険事務所の受付日と同一日が記載されていることが確認できる上、脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、脱退手当金請求書受付日から約 1 か月後の昭和 46 年 9 月 3 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4065（事案394の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月1日から42年2月27日まで
申立期間については、脱退手当金が支給されていることとされているが、受け取った記憶は無いため、第三者委員会に申し立てたところ、年金記録の訂正は必要でないとする旨の回答をもらったが、どうしても納得できない。
新たな資料として、A社が脱退手当金の手続に関与していないことを記載した資料、当時の家計簿、基礎年金番号通知書及び厚生年金保険被保険者証の写しを提出するので、脱退手当金を受給していないことを認め、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票のいずれにも、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和42年5月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年10月3日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、前回の決定に納得できないため、新たな資料として、A社が脱退手当金の手続に関与していないことを記載した資料、当時の家計簿、基礎年金番号通知書及び厚生年金保険被保険者証の写しを添付した上で、再申立てがなされたものである。

しかしながら、申立期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされているところ、今回、申立

人が自ら新たな資料として提出した厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認でき、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難く、むしろ、申立人からの請求があったからこそ、当該被保険者証を申立人が現在所持しているものと考えられる。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 12 日から 39 年 8 月 2 日まで

私は、脱退手当金の制度について知らず、A社B支店を退社する際に退職金や一時金を受け取った記憶は無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 8 月 2 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 59 人のうち、受給資格者 57 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、43 人について支給記録が確認でき、そのうち 40 人は資格喪失日から約 6 か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和39年11月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。